

令和8年度亀岡市

地域密着型サービス 事業者募集要領

(令和8年度分)

令和8年7月29日(水)

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

亀岡市地域密着型サービス事業者募集要領

1 公募の趣旨

亀岡市では、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、第9期介護保険事業計画（令和6年度から8年度）に基づき、地域密着型サービス事業所を整備することとしており、より質の高いサービスの提供を確保するため、地域密着型サービスの開設を希望する事業者を広く募集し、選考を行うものです。

2 公募施設及び整備地区

（1）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 1 箇所

1 ユニット（9人）

整備地区：亀岡市全域

（2）小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所

登録29人、通所介護18人、訪問介護、泊り若干名（最大6人）

※介護予防拠点施設を併設すること

整備地区：つつじヶ丘地区

（東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘）

（1）及び（2）は併設して整備する事業者を高く評価します。

3 応募要件

次の全ての要件を満たしている者に限ります。

- （1）地域密着型サービス事業所を開設し、確実な事業運営を行うのに十分な能力・資力を有する法人であること。
- （2）亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でない者。
- （3）高齢者福祉に高い見識と熱意を有するとともに、利用者ニーズにあった運営理念・方針を持っていること。
- （4）亀岡市の福祉施策を理解するとともに、高齢者の状況や意向を尊重し、地域福祉の推進と地域交流に積極的であること。
- （5）事業者の役員・職員にあっては、社会福祉法・老人福祉法等の福祉関係法令、介護保険法・補助金の適正な執行に関する法律等各種法令に違反又は趣

旨に反する行為を行っていないこと。

4 事業所整備の条件

- (1) 令和8年度中に事業所を整備し、令和9年度に開設できること。
- (2) 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守した事業計画であること。
- (3) 土地・建物等については、関係法令等の規制など整備実施に支障がないかを事前に関係機関等と協議し、調整を図ること。また、京都府福祉のまちづくり条例の規定を遵守すること。
- (4) 事業所の整備に当たっては、周辺住民に配慮した計画とし、周辺地域住民に対して十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応すること。
- (5) 補助金を活用する場合は、趣旨を理解し補助基準に適合した計画とすること。
- (6) 本市及び関係機関から指示があった場合には、適切な処理を迅速に行うこと。

5 事業所運営の条件

- (1) 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）及び亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号。以下「基準条例」という。）に基づく指定基準を満たすこと。
- (2) 事業所の運営に関しては、介護報酬及び利用者の自己負担等により自主運営すること。
- (3) 地域密着型サービスの特性を踏まえ、地域に開かれた事業所として、利用者の豊かな生活をサポートするとともに、その安全面には十分配慮し、明るく清潔で、市民に親しみやすい開かれた事業所になるよう努めること。
- (4) 長期的に、安定した、質の高いサービスを提供すること。

6 整備事業補助金

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱及び京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金要綱の要件に該当する場合は、補助金の交

付を受けることができます。ただし、国府の補助対象として採択され、市の予算が確保された場合であって、交付を確約するものではありません。

補助金を活用する場合は、補助金の交付基準、工事発注等において亀岡市の関係規則等に基づく事務処理を行っていただきます。

7 公募の日程

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ①募集要領の配布 | 令和8年7月29日（水） |
| ②応募の受付期間 | 令和8年8月 3日（月）～8月31日（月）
【厳守】 |
| ③事業者選考 | 令和8年 9月 |
| ④選考結果通知 | 令和8年 9月 下旬予定 |

8 応募書類の提出

（1）提出先

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護事業所係
TEL 0771-25-5170
FAX 0771-24-3070

（2）提出方法

提出書類について確認しますので事前に電話連絡のうえ、公募担当者窓口に持参してください。（郵送は認めません。）

受付時間 午前9時～正午まで及び午後1時～午後4時30分まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く

（3）提出書類等

- ① 別紙提出書類一覧表のとおり
- ② 書類はA4版縦型に綴じる。
- ③ 全体の目次（提出書類一覧表）を付ける。
- ④ 資料番号ごとに表紙を付け、資料番号のインデックスを付ける。
- ⑤ ページを付ける。
- ⑥ 全体をバインダー等で綴じる（左綴じ）。
- ⑦ 表表紙に事業所名、応募整備施設種別、法人名を記入する。
- ⑧ 背表紙に事業所名、法人名を記入する。
- ⑨ 提出部数 原本1部 写しを5部 計6部提出

9 審査・内定及び結果発表

(1) 審査・内定

地域密着型サービス事業者選定委員会等において、本市の審査基準に基づく審査及びヒヤリング、選考を行います。

審査、選考の過程で一定の調査、必要に応じて追加資料の提出を求め、資料の内容について確認する場合があります。

審査内容等を踏まえて事業所を開設する事業者を内定します。

審査基準に適合する事業者がないと判断した場合は内定を行わない場合があります。

(2) 結果発表

応募者全員に直接通知します。

(3) その他

内定した事業者は、事業所指定を確約するものではありません。

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

審査・内定結果に対する異議には応じられません。

10 その他

(1) 申請等に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

(2) 不明な点があれば、お問合せください。ただし、公平を期すため、お問合せの内容によっては、お答えできない場合があります。